

議案第 117 号

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 9 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡市条例第 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第63号）附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。